

参考7 愛知県食育推進会議条例(平成18年愛知県条例第4号)

(設置)

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、愛知県食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 推進会議は、愛知県食育推進計画を作成し、及びその実施を推進する。

(組織)

第三条 推進会議は、会長及び委員二十九人以内で組織する。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(会議)

第四条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議においては、会長が議長となる。

3 推進会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。※

※公布・施行の日は平成18年3月28日。

参考8 愛知県食育推進会議委員名簿(平成18年度)

◎ 委員(五十音順、敬称略)

| 氏 名 | 所 属・役 職 等 | 備考 |
|----------|---------------------------|----|
| 神田 真秋 | 愛知県知事 | |
| 石川 好和 | 愛知県農業協同組合中央会 専務理事 | |
| 伊藤 敏之 | 愛知県酪農農業協同組合 副組合長 | |
| 伊藤 博道 | 中日新聞編集局生活部 部長 | |
| 岩田 正也 | 日本チェーンストア協会中部支部 消費者広報部会長 | |
| 大羽 和子 | 名古屋女子大学 学長 | |
| 大橋 美由紀 | 名古屋勤労市民生活協同組合 理事 | |
| 岡林 恵子 | 愛知県国公立幼稚園長会 副会長 | |
| 小野寺 定幸 | 社団法人愛知県栄養士会 会長 | |
| 掛布 喜代子 | 愛知県健康づくり食生活改善協議会 副会長 | |
| 亀井 春枝 | 社団法人愛知県薬剤師会 会長 | |
| 後藤 穎夫 | 愛知県小中学校 P T A 連絡協議会 会長 | |
| (前 柴田芳樹) | | |
| 妹尾 淑郎 | 社団法人愛知県医師会 会長 | |
| 高平 純 | 愛知消費者協会 常任理事 | |
| 中村 正哉 | 財団法人愛知県学校給食会 理事長 | |
| 成瀬 うた子 | 農村輝きネット・あいち 会長 | |
| 野田 敦敬 | 愛知教育大学 教授 | |
| 長谷川 正巳 | 愛知県食品産業協議会 副会長 | |
| 林 紫 | 愛知県栄養教諭・学校栄養職員研究協議会 会長 | |
| 廣瀬 一巳 | 愛知県小中学校長会 会長 | |
| 福上 道則 | 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育愛知部会 会長 | |
| 藤岡 正信 | 財団法人愛知県健康づくり振興事業団 理事長 | |
| 水野 良雄 | 愛知県農業経営士協会 会長 | |
| 宮村 一弘 | 社団法人愛知県歯科医師会 会長 | |
| 和出 隆治 | 愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務 | |
| 西 村 真 | 愛知県副知事 | |
| 稻垣 隆司 | 愛知県副知事 | |
| 伊藤 敏雄 | 愛知県教育委員会教育長 | |
| 五十里 明 | 愛知県健康福祉部健康担当局長 | |
| 小出 義光 | 愛知県農林水産部長 | |

◎ 専門委員(五十音順、敬称略)

| 氏 名 | 所 属・役 職 等 | 備考 |
|-------|-------------------------|----|
| 滝本 幸彦 | 日本労働組合総連合会愛知県連合会 社会政策局長 | |
| 三宅 宏一 | 愛知県経営者協会 企画・海外グループ 部長 | |

()内は、年度内に交代された方です。

参考9 愛知県食育推進計画検討会設置要綱

(目的)

第一条 愛知県食育推進計画案を作成するため、愛知県食育推進会議運営要綱第7条の規定に基づき、「愛知県食育推進計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

3 座長に事故があったときは、あらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(運営)

第三条 検討会は、座長が統括し、必要に応じ招集するものとする。

2 座長は、必要があると認めたときは、検討会に構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第四条 検討会に関する庶務は、農林水産部食育推進課において処理する。

(雑則)

第五条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

◎ 平成18年度愛知県食育推進計画検討会構成員(五十音順、敬称略)

| 氏 名 | 所 属 等 | 備考 |
|--------|-----------------------------|----|
| 井上 庄吾 | 愛知県農業協同組合中央会 企画部長 | |
| 岩田 正也 | 日本チェーンストア協会中部支部 消費者広報部会長 | |
| 大羽 和子 | 名古屋女子大学 学長 | |
| 掛布 喜代子 | 愛知県健康づくり食生活改善協議会 副会長 | |
| 熊谷 昭 | 愛知県漁業協同組合連合会 企画指導課長 | |
| 鈴木 明子 | 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育愛知部会 常務委員 | |
| 住井 久子 | 愛知県栄養教諭・学校栄養職員研究協議会 常任理事 | |
| 瀧塚 祥弘 | 愛知県小中学校長会 給食委員長 | |
| 野田 敦敬 | 愛知教育大学 教授 | |
| 村瀬 明美 | 愛知消費者協会 事務局長 | |
| | | 座長 |